

# 令和3年度 京丹後市の目指す教育と子ども像

## 目指す教育(京丹後市教育振興計画)

心豊かにたくましく  
幸福な未来を切り拓く力を育む教育  
ふるさとへの愛着と誇りを持ち  
新しい価値を創りだす力を育む教育

## 目指す子ども像(学校教育改革構想)

将来に夢と希望をもって  
生き生きと学ぶことのできる子ども

### 確かな学力と社会を生き抜く力をもった子ども

- 意 欲 主体的に学習に取り組む意欲・態度の育成
- 言語・表現 豊かな「ことばの力」とコミュニケーション能力の育成
- 思 考 基礎・基本を基盤とした思考力・判断力・表現力等の育成

### 豊かな人間性・社会性をもった子ども

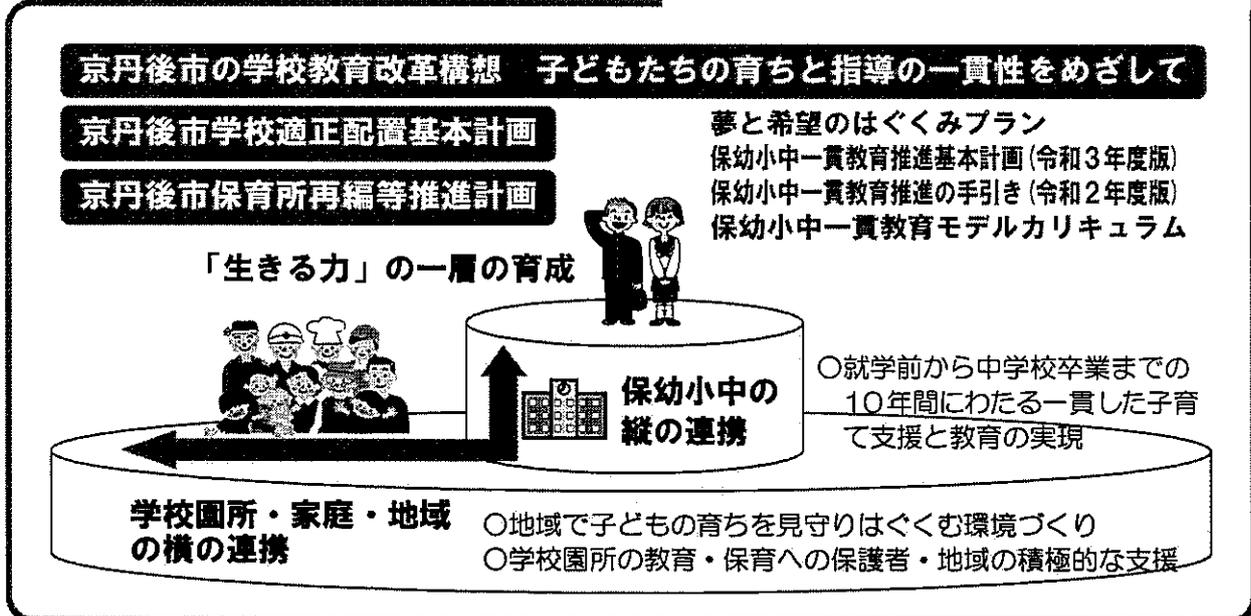
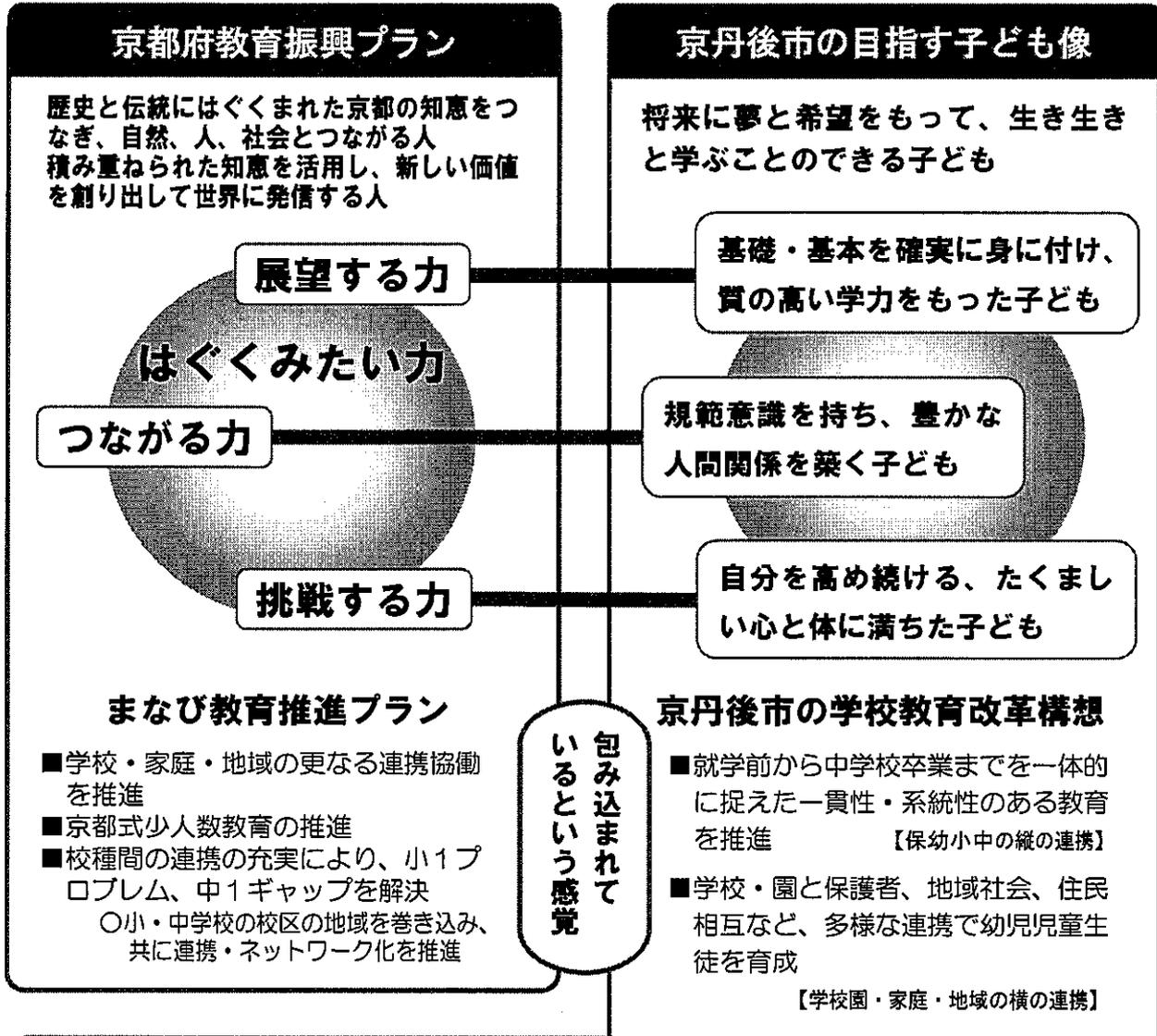
- 協 同 支え合い高め合う人間関係の育成
- 人 権 自尊感情を基盤として人を思いやり尊重する心の育成
- 規 範 ルールとモラルを尊重し、正しく判断し行動する力の育成

### たくましく健やかな体をもった子ども

- 夢・志 ふるさと京丹後市を愛し学ぼうとする態度の育成
- 自立・自律 目標をもち実現に向けて粘り強く取り組む実践力の育成
- 体・健康 健康でたくましい心身をつくる実践力の育成

# 京丹後市の学校教育

京都府教育委員会のプランと連携しながら、京丹後市教育振興計画に基づく就学前から中学校卒業までの一貫教育を柱とした学校教育改革により、子どもたちの「生きる力」を一層はぐくみます。



# 京丹後市保幼小中一貫教育推進基本計画

## 各期の指導目標

		芽生え期 0~2歳	Ⅰ期・自立期 3~5歳	幼児期の終わり までに育ってほしい姿	Ⅱ期・基礎期 小1年~4年	Ⅲ期・充実期 小5年~中1年	Ⅳ期・発展期 中2年・3年
確かな学力	意欲	大人の見守りの中で、安心・安定して過ごし、多様な体験を楽しむ。	遊びを通して、人やもの、自然、出来事等に広く興味をもち進んで関わる。	豊かな感性と表現 自然との関わり・生命尊重 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	学習に対する興味・関心を広げ、知的好奇心や探究心をもつ。	興味・関心のある事柄について調べたり、確かめたり、自主的に学習する。	自己の進路の実現に向けて、主体的に学習する。
	言語・表現	大人を仲立ちとして、簡単な言葉でのやり取りを楽しむ。	自分の思いを伝えるなど、話すことを楽しむ。	言葉による伝え合い 豊かな感性と表現	言葉を広げ、体験したことを相手に分かるように伝える。	根拠を明確にして、自らの意見や主張を表現する。	情報を集めて考えを練り、論拠の明確な文章を書いたり発表したりする。
	思考	盛んに模倣し、物事の共通性や違いを見つける。	ものの性質や仕組みについて気づき、遊びに生かす。	思考力の芽生え 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	思考力の基礎となる知識や技能をしっかりと身に付ける。	学んだことを活かし、いろいろな観点から筋道を立てて考える。	物事を分析・総合し、論理的に考えてよりよく問題を解決する。
豊かな人間性	協同	一人遊びだけでなく、大人が仲立ちとなり、友達に関心をもって遊ぶ。	友達と楽しく遊び行動する中で、互いのよさが分かる。	協同性 自立心 道徳性・規範意識の芽生え	友達と仲よくし、互いに理解し合って、助け合う。	集団の中で支え合い、高め合い、互いに自己を生かす。	社会を担う責任を自覚し、人や社会とつながり、共生する。
	人権	思いを伝えようとし、伝わった時には喜ぶ。	様々な年齢の友達と関わりをもち、親しむ。	社会生活との関わり 道徳性・規範意識の芽生え	相手の立場に立って考え、思いやりの心をもつ。	個性や価値観の違いを認め、自己を尊重する心をもつ。	身の周りの不合理に気づき、差別を許さない態度と実践力を身に付ける。
	規範	大人との関わりの中で、よいことや悪いことに気付く。	自分たちで遊び方の決まりをつくり、楽しく遊ぶ。	道徳性・規範意識の芽生え	約束やきまりを守り、みんなの使うものを大切にし、協力し合う。	学習や生活のきまりの意味を考え、規律ある生活を確立する。	社会の一員として、法やモラルを尊重し、よりよい判断で行動する。
たくましい心と体	自立・自律	食事、排泄、着替えなど、自分でしようとする。	友達と関わりを深め、集団生活を楽しみ、行動する。	自立心	集団の中での自己の役割を考え、行動する。	自己を肯定的に受け止め、将来に希望をもち、よりよい生活をする。	自分の将来の目標に向かって、見通しをもち、粘り強く挑戦する。
	体・健康	大人と一緒に遊具を使うなどして、体を動かすことを楽しむ。	戸外で友達と一緒に、進んで様々な運動や遊びをする。	健康な心と体	健康や安全に気を付けて、運動の基本的な動きや技能を身に付ける。	健康で安全な生活を営もうとする自己管理能力を身に付ける。	心と体を一体としてとらえ、健康でたくましい自分をつくる。

## は じ め に

京丹後市の学校教育は、京丹後市教育振興計画に基づき、10年間を見通した幼保連携型認定こども園(以下「こども園」という)・保育所から小中学校までの一貫教育を推進し、本市の将来像「市民と地域がキラリと『光り輝くまち』に」の実現に向けて、心豊かにたくましく幸福な未来を切り拓く力とふるさとへの愛着と誇りを持ち新しい価値を創り出す力をはぐくむ教育を目指していく。

令和元年度から2年度にかけての新型コロナウイルス感染症の拡大により、本市のみならず、日本全国民の生活は一変し、小中学校・こども園・保育所(以下「学校園所」という)における教育・保育において行事の変更はもちろんのこと、日常生活における新しい生活様式への転換等大きな制約を受けることとなった。臨時休校や教育課程の変更、日々のマスクの着用や消毒の実施など、様々な点での配慮事項があり、これまで積み上げてきた教育・保育の在り方を変えざるを得ない事態にもなったが、各学校園所では様々な工夫により対応を進めることとなった。しかし、この危機的状況において、本来の教育・保育における本質的な課題を洗い出し改善を進めるチャンスとして捉えることも一方で行おうとする動きもある。令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症への対応は続くこととなるが、危機対応はもちろんのこと一步一步日々の積み上げをもとにしながら進めていきたい。

振り返ると、小中一貫教育が平成28年度全面実施となって今年度が6年目。昨年、就学前から中学校卒業までの一貫した教育を「保幼小中一貫教育」とし、より学校園所が一貫して取り組むことを内外に示しながら進めていくこととした。その結果、こども園や保育所の学園内での位置づけがより明確になるとともに、市民への説明においても一定整合性が図られた。今後は内容面での充実を更に図っていく。

教育改革が進み、「特色ある学校」「地域とともにある学校」「安全で信頼される学校」が強く求められる今日、校長・園長・所長(以下「校園所長」という)主導の体制のもと、全面実施4年目となる幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針、昨年度からの小学校学習指導要領の全面実施、今年度からの中学校での新学習指導要領

の全面実施とすべての学校園所における国の方針等が新しくなることを踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、幼児児童生徒に3つの資質・能力等を柱とする「生きる力」をはぐくむことを目指さなければならない。

各学校及びこども園・保育所（以下「園所」という）においては、知識・技能（園所においてはその基礎）を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等（園所においてはその基礎）をはぐくむとともに、学びに向かう力、人間性等を養うなど、確かな学力の充実・向上を目指す。また、生命を大切にす心、他人を思いやる心、正義感や公平さを重んじる心など、豊かな心をはぐくむ教育の充実を図るとともに、たくましく生きるための健康や体力の向上に努める。

本市では、学校再配置の取組みを契機として平成24年11月「～京丹後市の学校教育改革構想～ 子どもたちの育ちと指導の一貫性をめざして」を示し、子どもたちに豊かな心と質の高い学力を身に付けさせ、「生きる力」の育成を図る取組みを推進しているところである。目指す子ども像を“将来に夢と希望を持って生き生きと学ぶことのできる子ども”として、就学前の園所の5歳児から中学校卒業時の15歳までを見通した10年間の一貫した教育を展開していく。具体的には、就学前教育の充実をさらに図っていくとともに、園所から小学校、小学校から中学校への円滑な接続による保幼小中一貫教育をさらに推進することで求める子ども像を目指していく。

そのため、周到な教育計画に基づいた教育・保育活動その他学校園所・学園運営の状況について、日々の点検及び学校評価や教職員人事評価を適切に行うとともに、学校評議員制度及び学校関係者評価や、昨年各学園に設置した学校運営協議会（学園単位のコミュニティ・スクール）を有効に活用し、「地域とともにある学校園所」に向けた取組みと保幼小中一貫教育を重要な手法とした学校園所・学園の改善に努める。

さらに、幼児児童生徒の「生きる力」をはぐくむために、地域のよさを生かし、家庭・PTA・保護者会をはじめとする関係機関等との連携を各学校園所だけでなく各学園でも強化し、豊かな教育・保育環境づくりに努めることが重要である。

また、GIGAスクール構想に基づく新たな手法としてICTを活用した授業や活動を推進

することで、これまで以上に授業改善や活動の活性化を目指すことで、新学習指導要領等で求められている「生きる力」の育成を図っていく。

一方で、教職員が子どもと向き合える環境作りの一環として、教職員の働き方改革実行計画を強力に進め、教職員が心身ともに健康で、一人ひとりの子どもに向き合える環境にしていくことも重要となっている。

このような状況の下、本市が目指す教育・保育に向けて、校園所長はもとよりすべての教職員一人ひとりが、教育・保育改革の推進者であるとの自覚のもとに、日々の教育・保育活動を主体的・組織的に推進し、限られた資源を有効に生かしながら、市民の信託と期待に応えるため、総力をあげなければならない。特に、高い人権意識に基づいた学校園所での人格の形成・生きる力の育成を図るためにも、幼児児童生徒間の諸問題や教職員自身の課題に対して的確に「気づく」ことを大事にし、学校園所の組織をあげて教職員の人権感覚を磨いていく必要がある。

#### 本年度の学校教育指導の重点の作成にあたって

- 1 平成27年度より令和6年度までの10年間の本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定され、中間見直しを経て令和2年度から策定された『京丹後市教育振興計画(令和2年度改定版)』との整合性を図った項目立てとしている。
- 2 学校教育指導の重点がより明確となるよう、本年度特に重視して指導する内容については、太字(下線)で示している。
- 3 指導の重点を学校経営に積極的に反映させるため、令和3年度『学校教育指導の重点 推進上の留意点』を作成するとともに、教職員への周知徹底を図るため、令和3年度『学校教育指導の重点【ダイジェスト版】』(リーフレット・掲示用拡大版)を合わせて作成する。
- 4 本文書の中での略称は以下のとおりとする。  
幼保連携型認定こども園 ⇒ こども園  
小中学校・こども園・保育所 ⇒ 学校園所  
こども園・保育所 ⇒ 園所  
校長・園長・所長 ⇒ 校園所長  
保育所・こども園・小学校・中学校の接続 ⇒ 保幼小中の接続

# 視点 10年間を見通した保幼小中一貫教育の推進

## 1 学校教育改革の推進

平成27年度より10年間の本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を示し、中間見直しを経て令和2年度から新たに策定された「京丹後市教育振興計画(令和2年度改定版)」に基づく学校教育改革を推進し、「教育と学びのまち 京丹後」の実現を図る。

学校園所は、この計画のもと、目指す子ども像を共有し、教育の質を一層高め、将来にわたって力強く生きる力をはぐくむ。また、家庭・地域と目標や課題を共有するとともに、役割を適切に分担しながら連携・協働し、幼児児童生徒を豊かに育てる教育・保育環境づくりをさらに進める。

- (1) 日々新型コロナウイルス感染症に対して新しい生活様式に基づいた対応を進めるとともに、教育・保育活動の意義を振り返り、チャンスととらえて、今後のよりよい活動となるように目指していく。
- (2) 就学前から中学校卒業に至る幼児児童生徒の育ちを踏まえ、新学習指導要領の求める姿を追求しながら、学校園所が目標と実践方法を共有し、密接に連携して京丹後市の目指す子ども像の具現化を図る。その中で、あらゆる教育・保育活動を通じて、「将来の社会的自立」につながる力を伸ばしていく。
- (3) 保育所等再編（幼保連携型認定こども園の設置を含む）及び学校再配置基本計画（第1次・第2次）による新たな学園づくり、新たな学校園所づくり、新しい地域づくりの理念を踏まえ、「地域とともにある学校園所」をめざし学校教育と社会教育及び地域との一層の連携・協働に努める。
- (4) 学習指導要領の改訂を踏まえ、カリキュラム・マネジメントを通じた学校教育の改善・充実を図る。特に、学校・各教科・学級それぞれにおける教育課程を軸にしたマネジメントを進めていく。また、育てたい資質・能力をつけてい

くためにも市のモデルカリキュラムに基づいた重点的な取組みを進めるとともに、日々の学習評価を充実させ、指導と評価の一体化を進める。また、改善・充実の視点として、GIGA スクール構想に基づき、ICT を活用した授業や取組みを積極的に推進する。

- (5) 児童生徒が学校内外で学ぶ機会を拡充し、多様で魅力的な教育を一層展開するため、社会教育及び地域と連携・協働し、各学校・学園の創意工夫を生かした「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて実践研究を進める。また、各教科・領域の単元・教材で京丹後市の素材が活用できる学習を「丹後学」として位置付け、総合的な学習の時間を核として、京丹後市の歴史や文化、産業、人材等を活用した学習を通して、郷土への理解と愛着、誇りを高めるとともに、自己の在り方、生き方について深く考える力をはぐくむ。
- (6) 教職員の働き方改革の趣旨を踏まえ、計画を着実に実行していくことにより、業務の質的転換を図り、限られた時間の中で幼児児童生徒に接する時間を十分に確保し、幼児児童生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に行うことのできる状況を作り出す。

## 2 保幼小中一貫教育の推進

就学前から中学校卒業までを見通した保幼小中一貫教育を推進することにより、生きて働く「知識・技能」の習得はもとより、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成や、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養とともに、豊かな人間性や社会性をはぐくみ、“将来に夢と希望を持って生き生きと学ぶことのできる子ども”を育成する。また、その手法を、授業改善や学校改善、教職員の指導力や学校力の向上のために有効に活用する。

平成 28 年度より全学園において小中一貫教育（令和 2 年度より保幼小中一貫教育）を完全実施している。その取組みを通して、これまで以下のような大きな成果がある。

- ① 学園の教職員で、目指す子ども像や中 3 卒業時の姿の理解が進んできた。このことにより、園所からの 10 年間を見通した一貫した教育のベースが確立できてき

た。

- ② 生徒指導や教育相談、特別支援教育等において就学前から中学卒業までを見通した一貫した指導が目指され、行事や取組みを通して子どもたちのスムーズな接続につなげることができてきた。
- ③ 子どもたちが互いに学びあい、教職員が協働して教育活動を進める場が多く設定され、教育活動の連続性が培われてきている。
- ④ 学園ごとに、学校運営協議会やPTA 保護者会等家庭や地域との連携した教育・保育環境づくりが進んできている。

その結果、質の高い学力のうち、学力診断テスト等の結果においては、小学校低学年から中学校3年生に向けて着実に力を伸ばすことができてきている。今後は新しい学習指導要領で求められる3つの資質・能力について授業を通じてさらに高めていく。また、学習に向かったり人間関係を高めあったりするうえでの落ち着いた学習環境が整ってきている。一方で、問題事象や不登校については保幼小中一貫教育の推進に伴って激減したが、社会情勢の変化や幼児児童生徒の新たな状況により近年また増加傾向にある。

こうした成果や課題を受け、本年度は全面実施6年目、昨年の小学校に引き続き、中学校での新学習指導要領全面実施の節目の年であり、「京丹後市保幼小中一貫教育推進基本計画」及び「保幼小中一貫教育推進の手引き」に基づき、10年間を0期・I期・II期・III期とした教育・保育課程に改善していくことで、全学園において今後も着実な実践と評価を積み重ねていく。

- (1) 学園を単位として学校園所による推進体制をさらに確立するとともに、それぞれの学園の特色や課題に基づき、保幼小中一貫教育校としての目標、経営方針・経営計画、実践計画、評価計画等の充実に努める。また、学園の目指す子ども像に基づいた評価を工夫し、保幼小中一貫教育の検証を進める。
- (2) 就学前から中学校卒業までを見通し、園所と小学校、小学校と中学校における指導の円滑な接続により、幼児児童生徒の発達段階に応じた学習指導の一貫性と系統性を高める。特に育てたい資質・能力を整理・焦点化し、学びや育ち

を丁寧につなぐことを大事に進める。

- (3) 豊かな人間性をはぐくむ教育・保育について、幼児児童生徒の実態と指導課題を共有し、就学前から中学校卒業までの一貫性と系統性を一層高めるとともに、幼児児童生徒の校種を超えた交流や生徒指導等の円滑な接続に努める。
- (4) 「夢と希望のはぐくみプラン」及び「保幼小中一貫教育モデルカリキュラム」を活用して各教科（特別の教科 道徳・外国語科も含む）、外国語活動・特別活動・総合的な学習の時間（以下「各教科等」という）の指導計画を整備し、就学前教育から中学校卒業までを通して一貫した教育・保育課程の編成を行う。
- (5) 学園を単位として、就学前から小学校へ、小学校から中学校への校種間連携とともに小小連携等の学校間連携を深めるための体制や教職員研修の場を確立し、協働して教育・保育活動を展開する。
- (6) 学校園所・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、一体となって課題解決に当たることができるよう、基本的な生活習慣や家庭での学習習慣の確立などの具体的な課題を共有し、就学前から継続的・系統的に家庭・地域への働きかけや連携・協働体制を構築する。
- (7) 保護者や地域の人々に、保幼小中一貫教育についての計画や実践、成果等を積極的に公開し説明するとともに、設置した学校運営協議会を通して、地域とともにある学校園所・学園づくりを推進する。

### 3 特色ある学校園所・学園づくり

幼児児童生徒の育ちと指導の一貫性を目指して、就学前から中学校卒業までを見通した一貫性・系統性のある教育を推進する「京丹後市の学校教育改革構想」及び「京丹後市保幼小中一貫教育推進基本計画」を視野に入れて特色ある学校園所・学園づくりを進めることとする。

校園所長主導のもと、本市や学園の「目指す子ども像」を踏まえ、学校園所の実態を十分に考慮した教育・保育目標により、学校園所の教育・保育全般にわたり創意ある活動を展開する。幼児児童生徒にとっては魅力があり、家庭及び地域にとっては開

かれた学校園所・学園が基本であることを踏まえ、特色ある学校園所・学園づくりを通して、教育・保育活動の一層の活性化を図り、「生きる力」の育成に努める。

- (1) 園所から小学校、中学校へと連続した指導を進めていくために、「保幼小中一貫教育推進基本計画」を活用し、各学園を単位として目指す子ども像や指導目標を設定し、一貫した教育・保育推進計画を作成する。
- (2) 学校園所の伝統や校風を大切にし、前年度の成果や課題を踏まえ、教育・保育課題を明確にして、創意工夫を生かした教育・保育課程を編成・実施するとともに、計画的・組織的・継続的に教育目標の具現化を図る。
- (3) 児童生徒の豊かな人間性をはぐくむため、家庭・地域との連携・協働を強めながら、地域の人材を積極的に活用するとともに、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動等の充実に努める。
- (4) 各学校園所・学園においては、学校園所・学園評価の充実や積極的な情報発信に努めるとともに、保護者や地域の人々に信頼される特色ある学校園所・学園づくりを推進する。

## 重点 1 就学前の子どもの教育・保育環境の充実

### 1 就学前教育全般

こども園・保育所は就学前教育の中核を担うそれぞれの役割と機能を自覚し、乳幼児期の特性及び発達過程、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針に基づく適切な教育課程や保育課程を組織的に編成してきめ細かな教育及び保育を進める。

また、「京丹後市保育所再編等推進計画」及び「京丹後市の学校教育改革構想」を踏まえ、幼保連携型認定こども園と保育所間の連携を深めるとともに、小学校教育との円滑な接続に努め、一貫性、連続性のある実践により「生きる力」の基礎をはぐくむ。

- (1) 幼児の発達過程に応じた生活や遊びを通して、「健康」・「人間関係」・「環境」・

- 「言葉」・「表現」の充実を図る。
- (2) 「生きる力」の基礎を培うため、地域の自然や人々との豊かな関わりを通して、身体感覚と感動を伴う多様な体験を重視する。
  - (3) 「京丹後市の学校教育改革構想」に基づく就学前から中学校卒業までの保幼小中一貫教育の充実に向け、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針で示す乳幼児教育・保育においてはぐくみたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を本市の「各期の目標」に整理して、乳幼児の発達や学びの連続性を考慮した一貫性のある教育・保育を行う。
  - (4) 園所・小の情報共有や、幼児児童・教職員の交流と相互理解を深めるなど、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、各学園でモデルプランを参考に、積極的に取組みを進める。
  - (5) 発達障害を含む障害等により配慮を必要とする乳幼児に対し、早期から適切な支援が受けられるよう支援体制と支援システムを整え、保護者や関係機関、小学校との連携に努める。
  - (6) 安心して子育てのできる拠点づくりや子育て支援を推進し、保護者や関係機関と連携して家庭における養育力や教育力の向上を図る。
  - (7) 私立のこども園・保育所とはこれまでから一貫した教育を推進してきたが、今後も学園として確実な連携を進め、子ども達の育成を図る。

## 2 幼保連携型認定こども園における教育

こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うため、園児が自ら意欲をもって環境と関わることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図る。そのためには、園児の発達や学びの連続性及び園での生活と家庭などでの生活の連続性を考慮し、園児の主体的な活動が確保されるよう計画的に環境を構成するなど、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえた教育・保育の充実に努める。

- (1) 教育と保育を一体的に捉えた全体的な計画の作成及び満3歳以上の教育課程

を編成するとともに、調和のとれた組織的、発展的な長期及び短期の指導計画を作成し、園児の実態や状況の変化に即して柔軟な指導を行い、一貫性、連続性のある教育・保育実践を進める。

- (2) 園の生活全体を通して、遊びや生活の中で多様な体験を行い、様々な人やものとの関わりや言葉による伝え合い、見通しをもったり振り返ったりすることなど、教育・保育の充実を図り、園児の発達に即した主体的・対話的で深い学びを実現する。
- (3) 学園の他園所の園児や児童との交流、小学校教職員との意見交換や合同の研究の機会などを設けたり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有したりするなど、他園所や小学校とのつながりを持ち、園における教育及び保育と小学校教育の円滑な接続を図り、学園の接続プランを充実させる。
- (4) 家庭との連携を深めるとともに、子育てに関する情報提供や保護者同士のつながりを深める機会づくり、園と家庭が一体となって園児と関わる取組みを進めて基本的な生活習慣や態度を養うとともに、きまり（ルール）や他人を大切にする心などの規範意識や道徳性・社会性の芽生えを培う。

### 3 保育所における教育

保育所は、子どもの状況や発達過程を踏まえ、人、物、場などの環境を通して質の高い養護と教育を一体的に行うとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図り、保護者に対する支援を進める。とりわけ、保育所保育指針における教育に関わるねらい及び内容を踏まえ、生涯にわたる生きる力の基礎を培う総合的な保育の充実に努める。

- (1) 保育所保育指針に基づく全体的な計画を作成するとともに長期的及び短期的な指導計画を充実させ、保育所の生活の全体を通して組織的・計画的に保育に取り組み、一貫性、連続性のある保育実践を進める。
- (2) 子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、主体的な活動や子ども相互の関わりの中で言葉による伝え合いを充実させ、生活や遊びを通して

総合的に保育する。

- (3) 学園の他園所の幼児や児童との交流、小学校教職員の意見交換や合同の研究の機会などを設けたり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有したりするなど、他園所や小学校とのつながりを持ち、保育所保育と小学校教育の円滑な接続を図り、学園の接続プランを充実させる。
- (4) 家庭との連携を密にし、子どもの心の安定を図りながら、基本的な生活習慣や態度を養うとともに、きまり（ルール）や他人を大切にする心などの規範意識や道徳性・社会性の芽生えを培う。

## 重点2 確かな学力と社会を生き抜く力をはぐくむ教育の推進

### 1 学習指導

安定した学級経営の下、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に活かそうとする主体的に学びに向かう力、人間性等を養う。

これら児童生徒に求められる資質・能力をはぐくむため、児童生徒の学力の状況を的確に把握・分析し、Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期における学びの在り方を追究していく。

特に「主体的・対話的で深い学び」の実現による授業の工夫・改善を図り、基礎・基本を定着させる授業とのバランスを重視するとともに、具体的な取組みを組織的・計画的に推進し、質の高い学力の育成を目指す。

また、各学園で児童生徒の学力課題を把握し、一層焦点化した取組みを進めるとともに、小中学校9年間を見通した系統的、発展的な指導、教科等横断的な視点からのカリキュラム・マネジメントの充実を図る。

- (1) 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、綿密な指導計画を立て指導する。その際、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し、授業をデザインするとともに評価の場面や方法を工夫して学

習の過程や成果を多面的・多角的に評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図る。

- (2) 各教科において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育てる。そのためには、全ての教科等において、それぞれの特質に応じた言語活動を効果的に位置付け、児童生徒が見通しを立て、主体的に課題の発見・解決に取り組む、振り返る学習を一層重視し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める。具体的には、「やり抜く力や目標にたち向かう力、自制・自律性、他者への配慮、自己肯定感、コミュニケーション能力など」の育成を通して取り組む。
- (3) 学園の授業研究を一層充実させ、小中学校における指導内容や方法を互いに理解するとともに、学園の重点課題から共通のねらいを設定し、指導の一貫性・系統性・連続性のある授業の追究に取り組む。その際、園所から小学校へ、小学校から中学校への円滑な接続を考え、市策定の接続モデルプランやモデルカリキュラムを基盤に各学園のカリキュラムづくりを進める。
- (4) 全国学力・学習状況調査、京都府学力診断テスト等の結果から見える児童生徒の学力状況を細かく把握するとともに、指導による成果・課題を明らかにし、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を継続的に行い学力の充実・向上を図る。
- (5) 生徒指導の3機能（自己決定の場・自己の存在感・共感的な人間関係）を生かした授業づくりと学級経営を一体のものとして指導することを重視する。
- (6) 総合的な学習の時間では、「丹後学」の内容も含む指導計画を作成し、京丹後市の学習素材を生かした体験的な学習や問題解決的な学習を行うなど、児童生徒が主体的、協働的に取り組む探究的な学習を充実させる。
- (7) 小学校中学年の外国語活動、高学年の外国語科の趣旨を踏まえ、中学年から「聞くこと」「話すこと」を中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しませ、外国語学習への動機付けを高めた上で、高学年から段階的に文字を「読むこと」

及び「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱い、中学校への円滑な接続を図る。

- (8) 読書活動を教育活動の中に適切に位置付け、その充実や学校図書館等の活用を図り、読書意欲の向上や読書習慣の形成に努める。
- (9) 児童生徒が学習の見通しをもって粘り強く取り組んだり、自己の学習活動を振り返って次につないだりするなど、自主的・自発的な学習の習慣化を目指し、学習課題や方法を工夫するとともに、家庭と連携した取組みを一層充実させる。
- (10) ICT 機器を効果的に活用し、学習意欲の向上や授業づくり、学力向上に向けた指導方法を工夫する。特に、全児童生徒に一人1台のタブレットや全普通教室に電子黒板が配備されることを受け、学校全体で全教職員が学び方も含めた学力の向上をめざし、「主体的・対話的で深い学びへの授業改善」につながるよう手段としての活用の研究を進めていく。

## 2 キャリア教育

学ぶことと自己の将来とのつながりを見通した指導や活動を基盤として、自らの役割や働くこと、夢や希望、将来への展望をはぐくむ。また、興味・関心の幅を広げることで、個々の生き方についての意識を高め、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。

- (1) キャリア教育に関わる校内体制を整え、学園を中心に将来に向かって意欲的に学ぶことのできる子どもを育てる。そのために、校種間連携を推進し、系統的な年間指導計画のもとに、小学校からの組織的・計画的な指導に努める。
- (2) 児童生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、組織的・計画的な進路指導を行う。
- (3) 児童生徒が、学校、家庭及び地域において学んだことを振り返り、新たな学習や生活への意欲につなげ将来の生き方を考える活動の中で、児童生徒が学びを記録し蓄積する教材として「キャリア・パスポート」を活用する。
- (4) 学校間・校種間の幼児児童生徒の交流、家庭や地域との連携や協力を深め、

自尊感情を基盤とした将来への夢と希望をはぐくむ。

- (5) 地域とかかわる活動や職場体験活動等をとおして、児童生徒一人ひとりに自らの役割や働くこと、将来の生き方・働き方について考えさせる。その際の指導場面として丹後学を活用する。

### 3 国際理解教育

人権尊重の精神を基盤にして、京丹後市や我が国の歴史や文化、伝統などに対する理解を深め、諸外国の文化を理解し尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質・能力を育成する。

- (1) 国際理解教育の全体計画のもとに、指導内容を明確にして各教科等の年間指導計画に位置付け、教育活動全体を通して組織的・計画的な実践に努める。
- (2) 教育活動全体を通して、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えを持ち、わかりやすく相手に伝えることができるコミュニケーション能力の育成に努める。また、ALT・CIRなどを有効に活用し、国際的視野に立ち、主体的な行動をするために必要と考えられる外国語能力の基礎や表現力を養う。
- (3) 単に知識理解にとどめることなく、体験的な学習や課題学習などを取り入れ、実践的な態度や資質・能力を育成する。
- (4) 諸外国の文化や伝統を理解し、他国への興味関心を深めることで、国際感覚を持ち、グローバル社会で活躍できる人材育成に努める。
- (5) 国際化が進展する中で、我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌についても同様に尊重する態度を育てる。

### 4 環境教育

身近な環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境との関わりについて理解を深め、よりよい環境の保全や創造のため、主体的に環境に働きかける実践的な態度や能力を育成する。

- (1) 校内の推進体制を明確にするとともに、教科等横断的な視点から年間指導計画の編成を行い、組織的かつ計画的な指導に努める。
- (2) 体験的な学習や問題解決的な学習など指導方法を工夫し、環境に配慮した生活や行動ができる実践的態度や能力の育成に努める。
- (3) 自然との共生を大切にした循環型社会の構築に向けて、家庭、地域及び関係機関との連携を図り、地域の特性を踏まえた環境教育の推進に努める。特に第2期京丹後市環境基本計画に基づき、ESD（持続可能な開発のための教育）やSDGs（持続可能な開発目標）とも協調した取組みに可能な範囲で参加する。

## 5 情報教育

社会の高度情報化に伴い、学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力（情報活用の実践力、情報の科学的な理解及び情報社会に参画する態度）を児童生徒の発達段階に応じて身に付けさせる。また、学校における教育の情報化を一層推進する。

- (1) プログラミング教育等を通して情報活用能力を育成していくことができるよう、児童生徒の発達の段階を考慮の上、全体計画を作成するとともに教科等横断的な視点から年間指導計画を編成し計画的な指導に努める。
- (2) 情報モラルの指導に関する研修を通して教員の指導力の向上を図り、自身及び他人に関わる個人情報の取扱いや著作権への配慮、インターネット上におけるいじめなど情報モラルに関連する課題（最新の動向も含む）への指導を、法やルールに関する教育と合わせて充実させる。

特に情報手段の適切な使用やSNSに代表される情報通信ネットワークのルール・モラル等に係る指導について、関係機関や家庭と連携しながら、すべての小・中学校（低学年含む）で発達段階に応じて実施する。

- (3) コンピュータや情報通信ネットワーク、電子黒板、タブレット端末などの情報手段の適切な活用を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。

## 6 へき地・小規模校教育

へき地・小規模校の特性を生かした多様な教育活動を推進し、学力の充実・向上に努めるとともに、確かな表現力、豊かな社会性及びたくましい実践力を身に付けた児童生徒の育成を図る。

- (1) へき地・小規模校の特性を踏まえた教育課程を編成し、個に応じたきめ細かな指導を工夫するとともに、主体的に学習する意欲と態度を育てる。
- (2) 各学校の教育課題に応じた創意ある教育活動を展開し、校内の異年齢集団活動や合同授業、学校間の多様な交流を組織的・計画的に促進する。
- (3) へき地・小規模校が直面している教育課題の解決のため、家庭や地域社会と連携を一層深める。

### 重点3 子どもを健やかにはぐくむ教育環境の充実

#### 1 特別支援教育

ノーマライゼーションの進展等を踏まえ、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒個々の教育的ニーズに応じ、障害に基づく種々の困難の克服を図りながら個性や能力の伸長に努め、心豊かでたくましく生きる力を培う。

また、すべての幼児児童生徒が障害のある人を正しく理解するための指導の充実を図る。

- (1) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、法の趣旨を主体的にとらえ、障害のある幼児児童生徒や保護者のニーズに合わせて的確に支援するための取組みをさらに進める。
- (2) 園所においても園内委員会や特別支援教育コーディネーターを設置し、学校園所すべてにおいて機能的に活用するなど、障害のある幼児児童生徒を学校園所全体として支援する体制の充実を図る。特に特別支援教育を全教職員が教育・保育の推進上の大きな課題ととらえ、学校園所の体制を整えて一致して取り組

む。

- (3) 特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒における個別の指導計画・個別の教育支援計画等を家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、様々な側面からの取組みを示した計画として作成し、日々の教育・保育活動の指導計画や記録として活用しながら個に応じた指導の推進と指導方法の工夫改善を図る。その際、日常的に本人や保護者との懇談を実施し、個々への合理的配慮を明確にして取り組んでいく。なお、児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動を取り入れ適切に指導することとする。
- (4) すべての学校園所において、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育・保育活動の充実を図るとともに、関係機関と連携し、教育相談を重視した就・修学指導や進路指導の充実に努める。  
特に就学指導については、市教育支援委員会の体制と合わせて学校園所内委員会での進め方を再構築し、より個に応じた指導の推進を図るようにする。また、就学指導は日々の取組みを大事にし、年間を通じて行うものとする。
- (5) 保幼小中一貫教育を活用し、発達障害を含む障害のある乳幼児の園所から小学校への、また、児童の小学校から中学校への円滑な接続を図るための組織的な取組みを強化する。
- (6) 障害のある人及び特別支援教育についての正しい理解と認識を深めるため、計画的に指導や支援を行う。
- (7) 特別支援教育について、保護者や地域社会の理解と認識を深めるため啓発に努める。

## 2 危機管理の徹底

安心安全な学校園での生活を確保するため、危機管理体制を整備・充実し、教職員の危機意識を高め、安全管理の徹底を図るとともに、管理職の危機対応能力を高める。

- (1) 不慮の事故、地震・津波・大雨などの自然災害、火災、不審者侵入、弾道ミサイル等に対して、迅速かつ組織的に対応できるよう全教職員に危機管理の徹底を図る。
- (2) いじめ問題、虐待、体罰やセクシャルハラスメント等に対しては、教職員の研修にとどまらず、万一事象が発生した場合には組織的、かつ迅速に対応できるよう報告・連絡・相談体制の確立を図る。なお、いじめの未然防止・早期発見に関わり、単独設置を原則とするいじめ防止等組織による会議を定例化し、情報収集等が的確に行われるよう格段の配慮を図る。
- (3) 危機管理の徹底のために自校園の危機管理マニュアルが緊急時に機能するよう繰り返し見直し、実効性あるものに整備する。また、適切に組織的対応ができるよう訓練を伴った指導の徹底を図る。
- (4) 文書の紛失や個人情報の流出を防ぐために、文書管理規程に基づいた処理をするとともに、表簿等の取扱いや可搬記憶媒体の管理を徹底する。さらに、情報通信ネットワーク使用に伴う危険性の周知を図る。
- (5) 情報通信ネットワーク（SNS 通信機能等を含む）を介した誹謗中傷やいじめを防止するために、家庭との連携を図り、正しい情報通信ネットワークの活用を図る指導を推進するとともに、事象の背景にあるいじめの根本的解決に努める。
- (6) 地域社会やPTA(保護者会)・関係機関等との連携を図り、特に、通園・通学時の幼児児童生徒が交通事故や犯罪に遭わぬよう安全指導・安全管理を徹底する。
- (7) 学校の Web サイトによる情報発信は、知的所有権の保護や幼児児童生徒のプライバシーの保護に配慮して行う。
- (8) 学校における食材を扱う活動全般に対して、徹底した衛生管理により、食中毒の発生がないよう努める。安心安全な学校園生活を確保するため、危機管理体制を整備・充実し、教職員の危機意識を高め、安全管理の徹底を図る。
- (9) 新型コロナウイルス感染症に対する感染防止を含む感染症対策を、子どもたちの学びの保障と教職員の健康確保のために各学校において徹底するとともに、引き続き、教職員一人ひとりの感染予防行動について周知・徹底を図る。

### 3 教職員が子どもと向き合える環境づくりの推進

学校教育における課題が複雑化・多様化する中、教職員の勤務実態は大変厳しい状況にある。国・府の教職員の働き方改革の取組方針等を踏まえ、学校における業務改善の促進を図る必要がある。

- (1) 本市の「教職員の働き方改革実行計画」を推進し、教職員が心身ともに健康で、一人ひとりの子どもに颯爽と向き合える環境づくりに努める。
- (2) 教職員のメンタルヘルス対策、校務支援システム・ICT 機器の活用、部活動指導員の有効活用等、教職員の負担を軽減する取組みの推進に努める。
- (3) 「京都式チーム学校」をより良く機能させるために、多様な専門性を有する人材の活用や学校体制の強化を図り、学校の業務改善の取組み・教員の負担軽減対策を推進する。

## 重点4 豊かな人間性・社会性をはぐくむ教育の推進

### 1 生徒指導

よりよい人格の発達と「将来の社会的自立」を目指し、教育活動全体に生徒指導の3機能（自己決定の場・自己の存在感・共感的な人間関係）を常に意識した教育活動を推進する。また、幼児児童生徒一人ひとりの生活実態の把握や内面理解に努め、望ましい集団活動を通して、自らの課題を解決する意欲と実践力を育成する。あわせて学校園所の連携を一層密にし、校内指導体制の確立と組織的・計画的な指導を推進する。

- (1) 幼児児童生徒相互及び教職員との心のふれ合いを大切にし、深い信頼関係に基づく人間関係の育成に努める。
- (2) 望ましい集団活動や多様な体験活動を通して、好ましい人間関係やコミュニケーション能力、豊かでたくましい心の育成を図る中で自己肯定感を育てる。

また、児童生徒が安心できる「居場所づくり」とともに、主体的に取り組む共同的な活動を通した「絆づくり」に努め、児童生徒が存在感・充実感を感じる学校生活を送らせるための積極的な指導を進める。

- (3) 学習におけるつまずきや遅れなどが問題行動や不登校(傾向)の要因となり得ることを踏まえ、生徒指導の3機能を生かした授業づくり等を進める。また、授業の中で互いを認め合う中で、児童生徒が自発的に教え合い、学び合うことで目的意識を持たせ、学習意欲を育てるとともに、基礎学力の定着を図る。
- (4) 不登校(傾向)やいじめ、その他反社会的な問題行動等について、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー等の専門家や関係機関と連携し、多面的な見立てによる組織的な取組みを展開する。とりわけ、不登校やいじめについては、未然防止に重点を置くとともに、組織的且つ迅速な初期対応に努める。
- (5) いじめは、「すべての児童生徒に起こりうる、また、すべての児童生徒が被害者にも加害者にもなりうる」ということを踏まえ、いじめに向かわせない環境づくりをすべての教職員で推進するとともに、教職員の人権意識の高揚を図る。また、「いじめ防止対策推進法」に基づく「学校いじめ防止基本方針」に則り、各校で設置しているいじめ防止等組織において、いじめ防止等のための情報共有の徹底と組織的な対応を行う。
- (6) 情報通信ネットワークに関わる諸問題については、スピード化や広範囲化、さらには低年齢化により集団等による問題事象やインターネット上におけるいじめへ発展しているケースがある。早期の適切な対応を図るとともに、関係機関や家庭との連携を強化し情報モラルの向上等についての指導を年間を通して行う。
- (7) 「法やルールに関する教育」を推進し、学校園所や社会のきまり・ルールやモラルについて自ら考え、理解し、行動に移す能力を育成するとともに、幼児児童生徒の発達段階を踏まえた上で、「話し合い活動」を取り入れた主体的な活動を通して規範意識の醸成を図る。

- (8) 薬物乱用の未然防止や児童虐待の早期発見に努め、地域や関係機関との連携を一層密にし、啓発と必要な支援を継続して行う。
- (9) 学園において、学校園所の相互連携を深め、幼児児童生徒の実態と指導の成果・課題を共有するとともに、重点課題を設定し共通のねらいのもとに積極的な生徒指導を進める。
- (10) 家庭・地域と連携し、学校園所外の諸活動への参加を促すとともに、幼児児童生徒を取り巻く環境の浄化や健全な文化の育成に努める。

## 2 道徳教育

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性の育成を図る。

学校における道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達の段階を考慮して適切な指導に努める。

特に道徳科においては、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成に努める。

- (1) 道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教職員が協力して道徳教育を展開する。なお、全体計画の作成に当たっては、児童生徒、学校及び地域の実態を考慮して、道徳教育の重点目標、重点内容項目を明確にするるとともに、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理した別葉を作成し活用を図ること。
- (2) 校内、学園の道徳教育の充実を図るため、研究体制を整え、小中の発達段階、系統を見通した指導の在り方についての研究を推進する。
- (3) 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法の工夫に努める。

- (4) 道徳科の評価に当たっては、特に、学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視する。

そのために、児童生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的に蓄積したものや児童生徒が道徳性を養っていく過程での児童生徒自身のエピソードを蓄積したもの、児童生徒が行う自己評価や相互評価などを活用する。

- (5) 道徳科の授業公開や通信等により、道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表し、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域との共通理解を深め、相互の連携を図る。

## 重点5 生涯にわたる豊かな学びの支援

### 1 人権教育

あらゆる教育活動の中に人権教育の視点を適切に位置付け、幼児児童生徒の実態を的確に把握して学力の充実・向上を図り、進路の保障に努めるなど、一人ひとりを大切にした教育・保育の推進を図る。また、同和問題をはじめとする様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培うとともに、互いの個性や価値観の違いを認め合い、基本的人権を尊重する態度や実践力を養う。

- (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を踏まえ、地域や学校の実態を十分考慮した人権教育推進計画を策定する。また、校長主導の全校推進体制を充実させ、日常的に点検・評価をしながら効果的な実践に努める。
- (2) 一人ひとりの課題とその背景の分析に基づく個々の課題に応じたきめ細かな指導を行い、基礎学力の定着を図り、希望進路の実現を目指す。
- (3) 人権学習資料集等を活用し、普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチにより、児童生徒の発達段階や生活の実態に即した体系的・

計画的な人権学習を推進する。その際、校内研究会や隣接学年等で授業を見合うなどを通して、人権学習の工夫改善を図る。

- (4) 職場人権研修主任を中心に教職員人権研修ハンドブック等を活用した研修を計画的・体系的に実施し、教職員自身が高い人権意識を持つとともに、様々な人権問題の解決に向けた実践力と指導力の向上を図り、人権尊重を基本に据えた人権教育を推進する。特に世代間の人権についての知識や体験の違いや府教職員人権意識調査の結果などをもとに、個別的な視点の人権問題等についての研修を確実に行う。
- (5) 様々な人権問題の解決に向けて学校間や校種間、専門家や関係諸機関との連携を強化し、よりよい解決につながるよう教育実践を進める。
- (6) いじめ行為は相手の心を傷つけるだけでなく、人権を著しく侵害するものであり、人間として絶対に許されない行為であることを認識させ、解決に向けて自ら考え行動できる幼児児童生徒の育成に努める。
- (7) インターネット上での人権侵害など、新たな人権にかかわる課題に対して適切に対応する。特に、メールや SNS を使った人権侵害について発達段階に即した指導を行う。
- (8) 性的指向・性自認についての理解を深め、多様な性の在り方や LGBT 等について正しく理解・認識し、誰もが安心して暮らしていけるための教育・啓発を推進する。
- (9) 新型コロナウイルス感染症について、誤った情報や誤認、不確かな情報に惑わされることなく行動するとともに、感染者やその家族等に対する誤解や偏見に基づく差別をしないよう指導する。

## 重点6 歴史・文化芸術を活かし、豊かな感性と郷土への愛着と誇りを はぐくむ教育の推進

### 1 丹後学

各学校で地域探究学習として、総合的な学習の時間を核として実践が積み重ねられてきたその実践の手法と成果を基盤としながら、保幼小中一貫教育の内容として「丹後学」を実施する。特に、体系的・系統的なねらいと実践内容を整理したモデルカリキュラムを参考にして、京丹後市についての理解、愛着と誇りを高めるとともに将来の自己の生き方・あり方の探求を進めようとする「丹後学」の充実を図る。

- (1) 各学園で、保幼小中一貫教育推進基本計画で示した各指導区分の学習テーマとねらいを踏まえ、地域の特色を生かした系統的な「総合的な学習の時間を活用した丹後学」について、モデルカリキュラムを参考に各学年約 20 時間分を充てて実践する。

特に、学園全体で丹後学の内容等系統を重視し、全体のカリキュラムについても交流しながら進める。

京丹後市においては、学園ごとの地域性もあるが、「丹後学」としては、上記保幼小中一貫教育推進基本計画で示す学習活動内容をどの学園でも計画し取り組んでいくものとする。

- (2) 各学園で、教科・領域の学習内容を「既存の学習を活用した丹後学」として位置付け、各教科・領域の目標のもと、丹後学のねらいも加えた指導を充実させる。
- (3) 学習にあたっては、地域の人々との協働による指導を重視し、京丹後市の「人」「環境」「文化」から学ぶための準備を大切にする。また、丹後学への期待が高まる中、指導にあたっては各校で十分な連携と学校全体のサポート体制を構築するなど確実に実践を進める。

## 2 文化芸術活動

創造性に富む情操豊かな人間を育成するため、児童生徒の豊かな感性と生涯にわたって芸術を愛好する心情をはぐくみ、伝統文化の継承・発展及び新しい文化芸術の創造を目指す活動の推進と充実に努める。

- (1) 文化芸術活動を教育全体に関連付けて適切に行い、児童生徒の個性を生かした主体的・創造的な活動への支援を通して表現能力や鑑賞能力の伸長に努める。
- (2) 和楽器や日本のうたを取り扱うなど我が国の伝統や文化を学ぶ機会を充実させるとともに、諸外国の文化や伝統を尊重する態度も育成する。また、地域の伝統文化等に携わっている人や関係団体との連携を図った体験的な学習も進める。
- (3) 文化芸術活動の活性化を図るため、教育活動の成果を発表する適切な場などを設定し、学校間・校種間並びに地域との交流・連携を積極的に推進する。
- (4) 学校支援ボランティア、外部人材等を積極的に活用し、教育の一層の充実を図る。

### 重点7 たくましく健やかな体づくりと生涯スポーツの推進

#### 1 体育・スポーツ活動

体育・スポーツ活動を通して健全な心身の発達を促し、体力・運動能力及び競技力の向上を図るとともに、生涯を通じて親しむ態度を育成する。

- (1) 特色ある学校体育・スポーツ活動を推進する。
- (2) 新体力テスト(全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等)を活用して、児童生徒の体力・運動能力、運動習慣の実態を把握し、小中学校において一貫した体育指導と体力向上の取組みの充実を図る。
- (3) 競技スポーツの充実と振興のため、体育的行事・体育クラブ・運動部活動の充実と指導方法の工夫改善を図る。体育・スポーツ活動を通して健全な心身の

発達を促し、体力・運動能力及び競技力の向上を図るとともに、発達段階に応じた運動習慣の確立を目指すなど生涯を通じて運動やスポーツに親しむ態度を育成する。

## 2 健康安全教育

幼児児童生徒が健康かつ安全で活力ある生活を営むために、それを支える基盤として健やかな心身の育成や自他の危機予測ができるなど、危機対応能力の育成を図る。

そのため、学校においては、健康安全教育の指導計画を整備充実する。

また、安全教育については家庭や地域社会、関係諸機関と連携し、非常災害時における校種間連携などの対応策も視野に入れ、教育活動全体を通じて健康安全教育を組織的・計画的に推進する。

- (1) 健康の保持増進に係る取組みを通して、保健教育と保健管理を推進する。
- (2) 世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、長期的な対応が求められる状況となっている。こうした中でも、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要がある。そこで、文部科学省による『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』や市の方針・通知等に基づいて、各学校園所において感染症対策に努める。また、幼児児童生徒自らが主体的な対策を進められるよう発達段階に応じた感染症予防の学びを進める。
- (3) 安全な生活を営むための正しい知識の習得と的確な判断力、行動力が養われるよう、身の回りの安全、交通安全、自然災害、事件・事故等に関する防災・減災についての安全管理と安全教育を進める。とりわけ交通安全に関わっては、交通安全教室等の取組みを一層充実させるとともに、園所、小中学校、PTA(保護者会)、安全ボランティア、警察等の関係機関との連携を深め、交通規則を遵守し、自らの命を守ろうとする態度を育成する。
- (4) 幼児児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよ

う学校園における食育の推進・充実を図る。そのためには、食に関する指導の全体計画・年間指導計画に基づく教科横断的な指導を行う。また、学校給食に地元産食材や郷土食等を積極的に取り入れ、地域の食文化や郷土に関心を寄せる心をはぐくむなど、学校給食を生きた教材として積極的に活用する。

- (5) 教職員の共通理解のもとに家庭と連携し、幼児児童生徒の心身の健康の基礎につながる基本的な生活習慣の確立を図る。とりわけ、SNS やゲームを含めたメディアと接する時間を自らコントロールできる力を育成する。
- (6) 喫煙・飲酒、薬物乱用などの防止、新型コロナウイルス感染症を含む各種感染症や生活習慣病の予防など健康に関する課題に適切に対応できるようにする。また、エイズに関する指導を含む性に関する教育を生命の尊厳や人権尊重を基盤とした人間教育として捉え、発達段階に応じて系統的・総合的に推進する。
- なお、これらのことは家庭・地域と連携して取り組んでいく。

## 教職員の資質能力の向上

### 1 教職員の使命と責任

教職員は教育公務員として公教育に課せられた使命と責任を自覚し、心身の健康管理と不断の研鑽に努め、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上を図り、学校教育に寄せられた期待に応えるよう努めなければならない。

そのために、管理職は豊かな識見と的確な判断のもとに、学校園所経営を評価し、改善に努めるとともに、主任などを指導し、教職員の資質能力の向上と人材育成に全力を注ぐ。また教職員の健康状況に留意し、増進に努め、教育・保育活動を活性化させることにより、市民の信託に応える。

- (1) 人間の成長や発達についての深い理解と幼児児童生徒に対する教育・保育的愛情と熱意を持った指導に努める。
- (2) 広く社会とかかわり、地域の状況を的確に把握することに努め、地域や保護

者との信頼関係を確立するとともに、自己の人間性を一層磨くよう努める。

- (3) 豊かな識見と専門性に基づいた確かな指導力と自ら学び続ける意欲を持ち、教職員人事評価制度の活用などを通して自己の資質能力の向上に努めるとともに、自校園所の教育・保育目標達成に努める。

## 2 教職員研修

教職員は不断の研鑽によって教育者としての専門性や資質・能力を高めるとともに、意欲的・計画的な研修に努める。

職務の遂行に当たっては、社会の変化・地域の実態を的確に把握し、学校教育に寄せられた期待に応えるように努めなければならない。

- (1) 学校教育目標の具現化や、日常の教育課題の解決を図る研修を深め、その成果を生かし、教育・保育活動を充実・向上させるよう努める。
- (2) 校長は、年間研修計画のもとに組織的研修、教職員個々の特性や課題・職務に応じた研修の充実を図るとともに、教育・保育研究の推進と教職員の指導力の向上に努める。特に、講師も含めた経験年数の少ない教員が増えている状況を鑑み、組織的・計画的な人材育成を進め、人間力・教師力の向上に努める。
- (3) 教育公務員特例法の改正に基づき京都府教育委員会が平成30年3月に改訂・策定した「求められる京都府の教員像」『京都府教員等の資質能力の向上に関する指標』を目安とし、教員のライフステージに応じたキャリアアップを図る必要がある。その手立てとして、教職員は、常に実践上の課題意識をもった意欲的な自己研修を基盤として、京都府総合教育センターや本市などが行う各種の公的研修に参加することはもとより、自校でのOJT等にも積極的に取り組む中で、その成果を校内研修や教育実践に生かすなど、指導力の向上に努める。特に、中堅教員は教育活動の中心としての自覚を持ち、力量の向上に努める。
- (4) 小・中学校学習指導要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の改訂の趣旨及び京丹後市の教育課題に対する理解を一層深めるとともに、学園を単位として、学校園所が協同し、就学前から中学校卒業までの系

統的で一貫した教育・保育を目指した教職員の交流や合同研修、幼児児童生徒の交流等を積極的に進める。

- (5) 園所は、就学前教育の課題と実践を共有し、相互理解と連携を深めながら、教職員の交流、合同の研修等を積極的に進める。